

《 清水町中小企業・小規模企業振興方策 》

（清水町中小企業・小規模企業振興基本条例第10条関係）

方策の推進期間：令和6年度から5カ年度程度

清水町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定
(R6. 4. 1施行)

基本的な
施策

【基本理念（条例第3条）】中小企業等の振興は、中小企業等が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的認識のもと、中小企業者等の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、国、北海道その他の関係機関と連携し、中小企業等の成長及びその持続的発展が図られることを旨として推進することを基本とする。

中小企業等の
振興等を総合
的に推進する
必要性

町内中小企業等を取り巻く社会経済環境

- ・ H28年からR3年を比較し商店数1割近く減少（経済センサス活動調査）
- ・ 後継者はすでに決まっている事業所は全体の23%（商工会員アンケート）
- ・ 消費購買力町外流出や物価高騰の影響
- ・ 人口減少による働き手不足
- ・ 空き店舗増加 など

【主な課題等】

【展開の方向】

【主な取り組みの例】

経営の安定及び継続的な発展に関する施策

経営体質
の強化

- 事業者に寄り添った経営相談等
- 地域経済活性化の取り組み

- 商工会ほか関係機関と連携した伴走型の経営指導、情報提供
- 関係機関による社会情勢の変化に対応する事業再構築支援や事業持続化支援
- 中小企業・小規模企業への受注機会の確保
- 地域活性化商品券事業による地域経済の活性化

人材育成・確保及び雇用の安定に関する施策

人材不足
解消

- 働き手の確保の取り組み
- 雇用主への支援

- 民間企業と連携による雇用対策の実施
- 企業と人材のマッチングに協力
- 人材育成、雇用促進、企業立地促進等に係る補助金制度による支援
- 町及び商工会等による求人情報の発信

事業承継の促進に関する施策

後継者不
足の解消

- 有益な情報提供と相談指導
- 円滑な事業承継に向けた支援

- 関係機関や専門家、北海道事業継承・引継ぎ支援センターなどによる事業継承の各種相談
- 事業継承支援事業補助金による支援
- 後継者不在者・空店舗所有者と創業希望者のマッチングに協力
- ビジョンマップ作成などによる街のにぎわい創出

新事業の創出及び起業支援に関する施策

起業しや
すい環境
の整備

- きめ細やかな情報提供と相談指導
- 創業や新事業の進出の支援

- 関係機関や専門家などによる創業についての各種相談
- 清水町起業等スタートアップ補助金による新規創業、第二創業支援
- 後継者不在者・空店舗所有者と創業希望者のマッチングに協力(再掲)
- ビジョンマップ作成などによる街のにぎわい創出(再掲)

資金調達の円滑化に関する施策

経営安定
のための
資金調達
円滑化

- 円滑な資金の供給
- 各関係機関等による資金調達

- 清水町中小企業近代化資金利子補給等による支援
- 北海道中小企業総合振興資金による支援
- 北海道信用保証協会による支援
- 関係機関等の各種支援について周知・相談

施策の展開を支えるための支援体制の整備

関係機関 ～ 国・北海道・清水町・商工会等

主な取
組みの例

- 関係機関が連携し、積極的に支援策の情報を発信するほか、企業等からの個別の相談へのきめ細やかな対応や経営改善・新事業展開などの支援
- 清水町商工会による経営支援や経営改善等の取組が円滑に行われるよう運営費を助成
- 創業支援事業計画や商工会の経営発達支援計画に基づき、商工会ほか関係機関との連携を構築
- 商工業振興施設としてのハーモニープラザ運営費を助成

地域経済の持続的な発展・町民生活の向上